

重度障がい児者住宅改造助成事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、市町が重度身体障がい者および強度行動障がい児者（以下「重度身体障がい者等」）の福祉の増進を図るため、当該身体障がい者等の居住する住宅の改造費を助成した場合は、当該市町が助成した経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（以下「規則」という。）および健康福祉部障がい福祉課所管補助金交付要綱に定めるほかこの要綱の定めるところによる。

(対象者)

- 第2条 この要綱において「対象者」とは次の各号に該当する者で、市町長が特に必要と定めた者とする。
- (1) 福井県内に住所を有する者。
 - (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級または2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者もしくは肢体不自由者。
 - (3) 強度行動障がい児者（者：行動関連項目等10点以上、児：行動関連項目等20点以上）または市町において支援が必要と認める者（強度行動障がいと同程度の症状を有する児者）
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業以外で当該住宅の改造にかかる資金援助を受けている者は、本事業の対象者とししないものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく日常生活用具給付等事業費（住宅改修費に限る。）、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費による資金援助を除く。

(事業の適用)

- 第3条 本事業の適用については、当該住宅につき1回限りとする。ただし、対象者の障害が著しく変化する等の理由により、新たに住宅の改造が必要であると認められる場合には、この限りではない。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金交付の対象となる経費は、対象者の日常生活を容易にすることを目的とし、住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室等を改造するための工事費に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、限度額を800,000円とする。
- 2 日常生活用具給付等事業費（住宅改修費に限る。）または居宅介護住宅改修費および介

護予防住宅改修費の対象経費は、本事業の対象経費から除く。

- 3 対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を600,000円とする。
- 4 対象者のうち、上肢機能障害者が当該住宅の改造を行う際に、特殊便器を設置するために日常生活用具給付等事業の助成を受け、さらに本事業における住宅改造を行う場合は、限度額を600,000円とする。
- 5 対象者のうち、介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を600,000円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による重度障がい児者住宅改造事業補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、別表に定める日までに知事に提出するものとする。

(事業完了実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は別紙様式第2号のとおりとし、関係書類を添えて、別表に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の精算交付)

第8条 規則第13条の規定により確定した補助金の額は、毎年4月30日までに精算交付するものとする。

(備付書類)

第9条 市町は、次に掲げる書類のうち、この事業の実施に必要なものを備え付けなければならない。

- (1) 重度障がい児者住宅改造助成申請書
- (2) 重度障がい児者住宅改造助成台帳
- (3) その他必要な簿冊

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。